

認証基準に関するFAQ

もくじ

【入店・支払い時等に関する基準】	1
Q 1 入店時の体調確認について、掲示で発熱がある方については入店を断っていますが、体温計による体温測定は必須ですか？（基準1）	1
Q 2 感染予防のための店舗入口での手指消毒に、消毒用アルコールではなく次亜塩素酸水を使用してもいいですか？（基準2）	1
Q 3 手洗いなどの注意喚起のイラストなどが入ったひな型のようなものを作っていただけませんか？（基準2）	1
Q 4 「入店時に従業員が来店者に呼びかけ」とあります。従業員が2名しかいないのですが、入口に1名常時いて呼びかけをしなければならないのでしょうか？（基準2）	1
Q 5 食事中以外のマスク着用について、来店者に対し掲示及び声がけなどで促すとされていますが、店舗入口と客席のどちらでも行う必要がありますか？（基準4）	1
Q 6 マスクではなく、マウスシールドやフェイスシールドを着用して来店したお客様へは、どのように対応したらよいのでしょうか？（基準4）	2
Q 7 レジと利用者等との間にパーティションを設置する場合は、どの程度の大きさを目安にしたらよいのでしょうか？（基準5）	2
【客席の利用に関する基準】	3
Q 8 同一グループとは何ですか？（基準7～9）	3
Q 9 「同一グループが使用するテーブルとその他のグループが使用するテーブル（又はカウンター）の間は、テーブルとテーブル（又はカウンター）との間隔が2m、最低1m以上確保できるように配置する。」というの、どういうことですか？（基準7）	3
Q 10 同一グループのお客様が隣に着座した場合に、1mの間隔を計測する基準を教えてください。互いの相手方に近い肩同士の距離なのか、飛沫感染の元となる互いの口と口との間で計測するのでしょうか。（基準7、8）	3
Q 11 同一グループが使用するテーブルとその他のグループが使用するテーブルの間のパーティションはどの程度の大きさが必要ですか？（基準7）	4
Q 12 同一グループが使用するテーブルとその他のグループが使用するテーブルの間のパーティションは、背中合わせの場合でも必要ですか？（基準7）	4
Q 13 パーティションは家族の場合も必要ですか？（基準8、9）	4
Q 14 同一グループのお客様どうしの間に、1m以上の距離が確保できないので、テーブル内の対面席や隣り合う席、またはカウンターの隣り合う席の間にパーティションを設置したいのですが、どの程度の大き	

さを目安にしたらいいでしょうか？（基準8，9）	5
Q15 カウンター越しに対面で接客を行う場合，パーティション等は必須ですか？またその場合どの程度の大きさを目安にしたらいいでしょうか？（基準10）	5
Q16 テーブルやカウンターなど，物品の消毒方法は，どのように行えばよいでしょうか？（基準12）	5
Q17 原則として料理は個々に提供していますが，サラダのみ2人前を提供しています。2人前を提供するには，ビニール手袋を用意し，トングでお客様に取り分けて頂いていますが，認証基準を満たすものと認められないでしょうか？（基準13）	6
【ビュッフェスタイル，サラダバー，ドリンクバー等に関する基準】	6
Q18 従業員が取り分ける場合，従業員の手袋着用義務に関する記述がありませんが，不要と解釈してよろしいでしょうか？（基準14）	6
Q19 ビュッフェやサラダバーにおける対応について，大皿に盛った料理に，飛沫がかからないように皿にラップやカバーをかけ，利用者に取り分けてもらうという対応でもよいですか？（基準14）	6
Q20 ドリンクバーを提供する場合，どのような対策が必要でしょうか？（基準14）	7
Q21 回転寿司におけるレーンでの商品提供は，どのような対策が必要でしょうか？（基準14関連）	7
Q22 現在，ビュッフェは休止中ですが，「ビュッフェスタイル等での提供はしていない。」の回答でよろしいでしょうか。いずれビュッフェスタイルに戻す事を検討していますが，その場合の回答方法はどのようにしたらよいでしょうか。（基準14）	7
Q23 認証時にはビュッフェスタイルによる料理の提供を行っていませんでしたが，ビュッフェスタイルを開始したいです。どのような手続きが必要になりますか？（基準14）	7
Q24 卓上に個包装の共用品（砂糖やポーシオンミルクなど）を設置してある場合，どのような対策が必要でしょうか？（基準16）	7
Q25 箸やレンゲ，スプーンなどの食器は，同一グループの同一テーブルに，かご等に入れてまとめてお出しすることもできませんか？（基準17）	8
【接待を伴う場合に関する基準】	8
Q26 特定の利用者と談笑やお酌をしますが，接待を伴うに該当しますか？（基準20）	8
Q27 談笑やお酌をするときに気を付けるポイントはどこですか？（基準20）	8
【ライブ，ダンス・ショー，シャンパンコール，カラオケ等に関する基準】	9
Q28 ライブハウスのライブなども基準21の適用を受けますか？（基準21）	9
Q29 なぜ，ライブの演者やカラオケの利用者は，マスクを二重にする必要があるのですか。また，マスクの二重着用とはどういうことですか。（基準21，22）	9
Q30 ライブやカラオケを行う際に，ステージと客席の間の距離はどの程度とれば良いですか？（基準21，22）	9
Q31 ライブやカラオケを行う際に，換気でどのようなところに気をつければ良いですか。（基準21，22）	

.....	9
Q 3 2 私の店にはカラオケ用のステージはないのですが、どうしたらよいでしょうか？（基準2 2）	10
【施設設備の管理に関する基準】	10
Q 3 3 特定建築物とは何ですか？なぜそれ以外の建物とは別の基準が定められているのですか？（基準2 3，2 4）	10
Q 3 4 店に設置されている機械換気設備により必要換気量が確保できているか確認したいのですが、実際の確認方法にはどのようなものがありますか？（基準2 3，2 4）	10
Q 3 5 機械換気で必要換気量が不足していることが分かりました。どうしたらよいでしょうか？（基準2 3，2 4）	11
Q 3 6 CO ₂ センサーはなぜ必要なのでしょう？どのようなものを用意したらよいですか？（基準2 5）	12
Q 3 7 CO ₂ センサーによる測定を行う場所はどのように選定したらよいでしょうか？測定頻度はどうしたらよいですか？（基準2 5）	12
Q 3 8 個室では別にCO ₂ センサーによる測定をしたほうがよいでしょうか？（基準2 5）	12
Q 3 9 CO ₂ センサーが品切れで購入できません。どうしたらよいでしょうか？（基準2 5）	12
Q 4 0 店舗が小さい、厨房（コンロ等の熱源）の近くに客席がある等で、二酸化炭素濃度がすぐに1000ppmを超過してしまいます。どうしたらよいですか？（基準2 5，3 5）	12
Q 4 1 「汚物は蓋をして流すよう掲示する」の貼り紙について、美観を損なう恐れがあることから個別のトイレの全てに掲示することは避けたいのですが、その場合どのような方法であればよいでしょうか？（基準2 8）	13
Q 4 2 和式トイレや、障害者トイレには蓋がありません。これらのトイレは使用できないのでしょうか？（基準2 8）	13
Q 4 3 私の店はテナントで入っているので、対象店舗内にトイレがなく、建物に共用のトイレがあります。共用のトイレは、私が管理している訳ではないのですが、この場合どのような扱いになりますか？（基準2 8）	13
【従業員の感染予防に関する基準】	13
Q 4 4 従業員が店で従事する時に、不織布マスクではなく、マウスシールドやフェイスシールド、布マスク等を着用してもよいですか？（基準3 1）	13
Q 4 5 ユニフォームの洗濯は業務終了後に毎回洗濯やクリーニングをしなければならないのでしょうか？最低でもこの頻度で洗濯しなければならない等のボーダーラインはありますか？（基準3 3）	14
Q 4 6 ユニフォームの洗濯頻度について、部署ごとにクリーニングのタイミングが異なります。また、自宅での洗濯も業務終了後に行っています。この場合、申請書に記載する回答が複数になってもよいでしょうか？（基準3 3）	14
Q 4 7 次亜塩素酸水でユニフォーム（Yシャツ以外のブレザーやズボン）を除菌しているのですが、洗濯方法はその対応で大丈夫ですか？（基準3 3）	14

Q48 「清掃・消毒・ゴミ回収は手袋を～」と書いてありますが、お客様の食べ終わった食器・グラス等を下げる時も手袋をつけたほうがいいですか？（基準34） 14

【チェックシートの作成・公表に関する基準】 14

Q49 感染予防策の実施に係るチェックシートはどのように作成したらよいでしょうか？作成例などがありますか？（基準35） 14

Q50 チェックシートの公表について、店舗内に貼り出しを行うと、店の美観等を損なう恐れがあることから、お客様から求めがあった場合に掲示する等の方法で対応したいと考えています。これでもよいでしょうか？（基準35） 14

Q51 チェックシートへの記録は、いつから始めたらよいですか？（基準35） 15

【感染者発生に備えた対処方針に関する基準】 15

Q52 利用者に氏名、連絡先を記入いただくことが難しいのですが、他にどのような取り組みが考えられますか？（基準36） 15

【入店・支払い時等に関する基準】

Q1 入店時の体調確認について、掲示で発熱がある方については入店を断っていますが、体温計による体温測定は必須ですか？（基準1）

体温計による体温測定については、行うことが望ましいとしています。入口に設置し、入店者が顔をかざすと体温が表示される非接触型の体温測定器などもありますので、導入をご検討ください。

Q2 感染予防のための店舗入口での手指消毒に、消毒用アルコールではなく次亜塩素酸水を使用してもいいですか？（基準2）

新型コロナウイルス感染症感染予防のための手指消毒の方法は、厚生労働省 HP、経済産業省 HP に基づき、水及び石けん（ハンドソープ）による洗浄、アルコール消毒液としてください。

リンク：新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省 HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

新型コロナウイルスに有効な消毒・除菌方法（経済産業省 HP）

<https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200626012/20200626012-1.pdf>

Q3 手洗いなどの注意喚起のイラストなどが入ったひな型のようなものを作っていましたか？（基準2）

厚生労働省 HP にて、自由に使える、感染症予防関連の啓発資料やイラストが作成・提供されております。また、県でも啓発資料の例を作成しておりますので、ご活用下さい。リンク：国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）（厚生労働省 HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html

Q4 「入店時に従業員が来店者に呼びかけ」とあります。従業員が2名しかいないのですが、入口に1名常時いて呼びかけをしなければならないのでしょうか？（基準2）

店舗が小さい場合は、店舗の中や厨房から呼びかける、アナウンスを流すなどの対応が考えられます。

Q5 食事中以外のマスク着用について、来店者に対し掲示及び声がけなどで促すとされていますが、店舗入口と客席のどちらでも行う必要がありますか？（基準4）

はい。店舗入口では掲示を行い、正当な理由なくマスクを着用していない方については声がけして入店をお断りするか、マスクの配布・販売を行い、マスクの着用を促してください。また、食事後すぐにマスクを再着用するよう促すために、客席での注文時、配食時等に呼びかけを行い、客席から見える位置にも掲示を行うとともに、食事が終わって会話している利用者がいた場合は、声がけをお願いします。

「正当な理由」については、来店者が有する疾患や障害等によりマスクの着用等が困難な場合や、窒息や熱中症のリスクが高いとされる子どもであること等が該当します。

Q6 マスクではなく、マウスシールドやフェイスシールドを着用して来店したお客様へは、どのように対応したらよいでしょうか？（基準4）

マウスシールドやフェイスシールドは、自分の飛沫が相手の顔などに付着するのを防ぐ効果は多少ありますが、飛沫が飛ばないようにする効果そのものは限定的です。

店舗入口で利用者への掲示を行い、正当な理由なくマスクを着用していない方については声がけして入店をお断りするか、マスクの配布・販売を行い、マスクの着用を促してください。

リンク：分科会から政府への提言（新型コロナウイルス感染症対策分科会，令和2年10月23日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000687179.pdf>

Q7 レジと利用者等との間にパーティションを設置する場合は、どの程度の大きさを目安にしたらよいでしょうか？（基準5）

以下を満たすパーティションを設置してください。

- ・高さ：対面した際に両者の目を覆う高さ以上
- ・幅：レジカウンターとほぼ同じ幅

【客席の利用に関する基準】

Q 8 同一グループとは何ですか？（基準7～9）

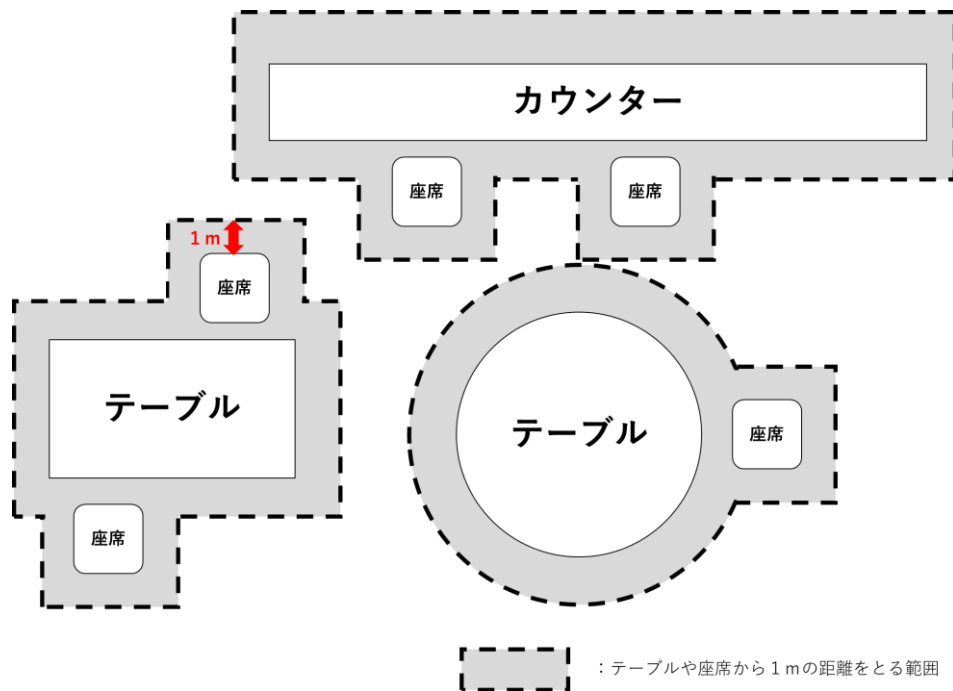
この基準において、同一グループとは、同居の家族や職場の同じ部署の同僚など、普段から一緒に長時間過ごす方々を指します。

Q 9 「同一グループが使用するテーブルとその他のグループが使用するテーブル（又はカウンター）の間は、テーブルとテーブル（又はカウンター）との間隔が2 m、最低1 m以上確保できるように配置する。」というのとは、どういうことですか？（基準7）

別のグループが使用している客席について、テーブルとテーブル、テーブルと座席（いす）、座席と座席との間隔のうち、最短となる部分を可能であれば2 m、最低でも1 m以上確保することが必要ということを示します。

下の図を参考にしてください。下の点線で囲んだグレーの部分（テーブルや座席から1 mの間隔をとった範囲）に、その他のグループが使用するテーブルや座席などが入る場合は、パーティションの設置が必要となります。（グレーの部分のみが重なり合うことは可となりますが、なるべく重ならないようにしてください。）

※下図の状況では、パーティションの設置は不要です。



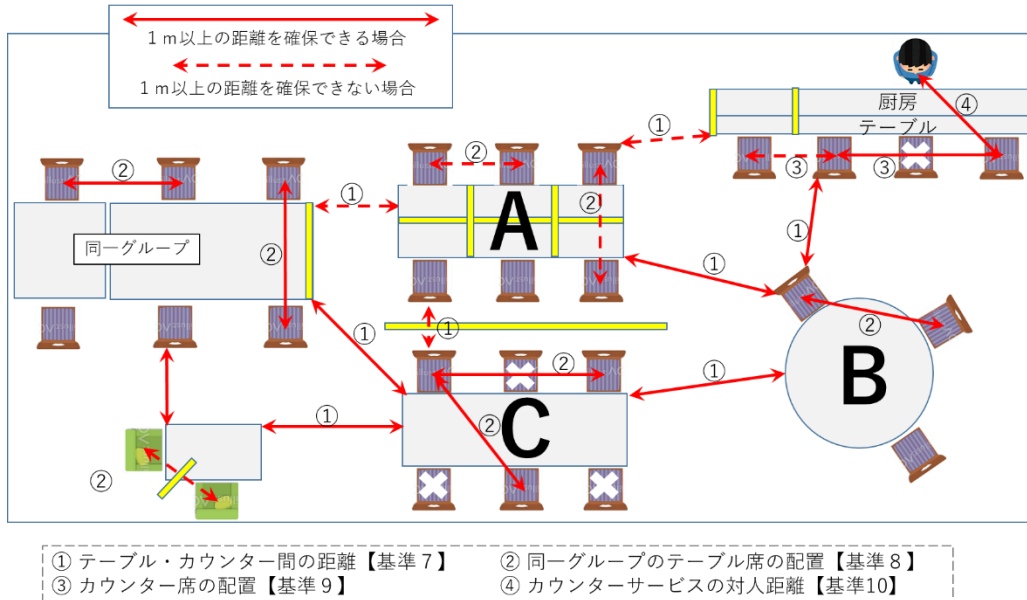
Q 10 同一グループのお客様が隣に着座した場合に、1 mの間隔を計測する基準を教えてください。互いの相手方に近い肩同士の距離なのか、飛沫感染の元となる互いの口と口との間で計測するのでしょうか。（基準7，8）

下図に基準7～10をまとめた図がありますので、ご参照ください。

同一グループの利用者が1つのテーブルにおいて隣に着座する場合は、座席の中心と座席の中心の間隔について1 m以上、つまり飛沫感染の元となる互いの口と口の間で距

離を計測します。

しかし、別のグループとの間隔については、Q9のとおり、最短の距離が最低でも1m以上空いていることが必要となります。下図では、A、B、Cが別のグループとして作成しておりますので、AB間はAのテーブルとBの座席との間で、BC間は両者のテーブルの間で、AC間は両者の座席の間で距離を計測することになります。



Q11 同一グループが使用するテーブルとその他のグループが使用するテーブルの間のパーティションはどの程度の大きさが必要ですか？（基準7）

以下を満たすパーティションを設置してください。

- ・高さ：別テーブルに座る両者の目を覆う高さ以上
- ・幅：テーブルとほぼ同じ幅

Q12 同一グループが使用するテーブルとその他のグループが使用するテーブルの間のパーティションは、背中合わせの場合でも必要ですか？（基準7）

「背中合わせで座る」場合であっても、座席と座席の間について1m以上の間隔又はパーティションの設置が必要です。

Q13 パーティションは家族の場合も必要ですか？（基準8，9）

少人数の家族や、介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が一つのテーブルやカウンターにおいて、対面又は隣席での着座を希望する場合には、パーティションの設置は不要です。それ以外の場合は、座席中心間の間隔1m以上又はパーティションの設置が必要となります。

Q14 同一グループのお客様どうしの中に、1m以上の距離が確保できないので、テーブル内の対面席や隣り合う席、またはカウンターの隣り合う席の間にパーティションを設置したいのですが、どの程度の大きさを目安にしたらいいでしょうか？（基準8、9）

以下を満たすパーティションを設置してください。

- ・高さ : 隣接または対面した際に両者の目を覆う高さ以上
- ・幅（対面席の場合） : テーブルまたはカウンターとほぼ同じ幅
- ・奥行き（隣席の場合） : テーブルまたはカウンターとほぼ同じ奥行き

Q15 カウンター越しに対面で接客を行う場合、パーティション等は必須ですか？またその場合どの程度の大きさを目安にしたらいいでしょうか？（基準10）

カウンター越しに対面する利用者と従業員の間に1m以上の距離が確保できない場合や、食品や調理器具等に利用者の飛沫がかかる可能性がある場合は、パーティション等の仕切りを設けてください。

パーティションの大きさは下記を満たすものとしてください。なお、飲食物を提供する部分は開けても構いません。

- ・高さ : 隣接または対面した際に両者の目を覆う高さ以上
- ・幅 : カウンターとほぼ同じ幅

また、料理の提供にあたっては、利用者の正面に立たないように注意し、1m以上の対人距離を確保してください。

なお、パーティションの形状、材質の選定にあたっては、火気や熱を発生する機器から距離をとり、難燃・不燃性の素材のものを選び、誘導灯を隠さないように設置しましょう。また、天井近くに設置すると換気が妨げられることがありますので、換気の空気の流れを遮らないように設置しましょう。

リンク：「飛沫防止用シート」の火災に注意！（消防庁HP）

https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/items/himatsuboushi_leaflet.pdf

Q16 テーブルやカウンターなど、物品の消毒方法は、どのように行えばよいでしょうか？（基準12）

新型コロナウイルス消毒・除菌方法としての物品の消毒は、厚生労働省HP・経済産業省HPに基づき、消毒用アルコール、次亜塩素酸ナトリウム、界面活性剤含有の洗浄剤の希釈液等で清拭してください。

消毒用アルコールを使用する場合は、噴霧ではなく、清拭してください。

次亜塩素酸ナトリウムを使用する場合は、0.05%（500ppm）以上の濃度に希釈し、清拭してください。その際、金属製のものに次亜塩素酸ナトリウムを使用すると、腐食する可能性があるので注意してください。希釈の方法については、厚生労働省・経済産業省・消費者庁が作成したチラシ「身のまわりを清潔にしましょう。」の裏面に記載され

ていますので、参照してください。

次亜塩素酸水を使用する場合は、消毒するものの汚れをあらかじめ落とし、有効塩素濃度 80ppm 以上の次亜塩素酸水を十分な量使用し、消毒したい物の表面をヒタヒタに濡らし、拭き取ることにより消毒してください。

リンク：新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省 HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

身のまわりを清潔にしましょう。（チラシ）（厚生労働省・経済産業省・消費者庁作成）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000645359.pdf>

新型コロナウイルスに有効な消毒・除菌方法（経済産業省 HP）

<https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200626012/20200626012-1.pdf>

Q17 原則として料理は個々に提供していますが、サラダのみ2人前を提供しています。2人前を提供するには、ビニール手袋を用意し、トングでお客様に取り分けて頂いていますが、認証基準を満たすものと認められないでしょうか？（基準13）

食材に複数の人が近接することによる、飛沫・接触感染のリスクがあることを鑑み、基準13で「料理は大皿盛りを避け、個々に提供するか、従業員が取り分ける。」と示しているところですが、これが難しい場合は、ご質問のようにビニール手袋を着用してお客様にトングで取り分けていただくことでも差し支えありません。

【ビュッフェスタイル、サラダバー、ドリンクバー等に関する基準】

Q18 従業員が取り分ける場合、従業員の手袋着用義務に関する記述がありませんが、不要と解釈してよろしいでしょうか？（基準14）

従業員については、食事提供の作業に習熟し、継続して衛生的な作業(盛り付け)を行うことが可能であると考えております。また、感染予防として基準31に手洗い等について規定しており、作業前後の手指洗浄・消毒はもちろん、作業中においても必要に応じた手指洗浄・消毒をしていただくことを前提に考えております。

以上より、従業員の方が料理を取り分ける場合は、従業員の手袋の着用は不要としています。

Q19 ビュッフェやサラダバーにおける対応について、大皿に盛った料理に、飛沫がかからないように皿にラップやカバーをかけ、利用者に取り分けてもらうという対応でもよいですか？（基準14）

大皿にかけたラップやカバーを、何人もの方が触ることにより接触感染の危険性が高まりますので、飛沫がかかることが想定される場合は従業員や取り分けた皿やコップごとに、ラップ等で保護してください。なお、利用者がマスク及び使い捨て手袋の両方を着用した上で料理取る場合については、ご質問の対応でも可能となりますが、十分にご注意ください。

Q20 ドリンクバーを提供する場合、どのような対策が必要でしょうか？（基準14）

人が密集することや、同じ機器を何人もの方が触ることによる感染を防止するため、ドリンクバーについても、ビュッフェ等と同様の措置を行ってください。具体的には、以下の措置を全て講じる必要があります。その他、人が集中しないよう、対人距離の確保や利用人数の制限を行ってください。

- ・利用者にマスクの着用を要請する。
- ・あらかじめ従業員がコップに注いだものを利用者に提供するか、利用者が使い捨て手袋等を着用した上で操作する。または、非接触式ドリンクバーの機器を使用する。
- ・飛沫がかかる状況の場合は、あらかじめコップに注いだものについてそれぞれラップ等により保護する。

Q21 回転寿司におけるレーンでの商品提供は、どのような対策が必要でしょうか？（基準14関連）

回転寿司におけるレーンでの商品提供については、利用者と商品の距離が近く、また商品がレーンに乗って長時間移動しているため、利用者の飛沫が商品にかかる可能性が高いことから、ビュッフェスタイルに準じ、下記のいずれかの対策等を行う必要があります。（参考：基準14）

- ・各小皿に飛沫防止のためのカバーやラップをかける。
- ・レーンと席の間を、パーティションやビニールカーテンで遮断する。
- ・回転レーンを使用した料理の提供を止め、個々の利用者への提供を行う。

Q22 現在、ビュッフェは休止中ですが、「ビュッフェスタイル等での提供はしていない。」の回答でよろしいでしょうか。いずれビュッフェスタイルに戻す事を検討していますが、その場合の回答方法はどのようにしたらよいでしょうか。（基準14）

ビュッフェを休止・中止している場合は、「提供はしていない。」としてください。ただし、再開する場合は変更届出書の提出が必要となります。

一方、今後再開することが確定的である場合は、再開後の取り組み内容を記入してください。

Q23 認証時にはビュッフェスタイルによる料理の提供を行っていませんでしたが、ビュッフェスタイルを開始したいです。どのような手続きが必要になりますか？（基準14）

既に認証を受けた店舗の場合、要綱第8の規定により、遅滞なく、変更の届出をして頂くこととなります。

Q24 卓上に個包装の共用品（砂糖やポーシオンミルクなど）を設置してある場合、どのような対策が必要でしょうか？（基準16）

卓上にある個包装の共用品については、多くの利用者の手に触れる恐れがあるため、

基準16と同じ対策が必要です。原則として、提供数を必要最低限にし、使い切ることを、不足する場合は随時提供することを前提に対応してください。

また、利用者に対して手指アルコール消毒の徹底を要請する等も有効な対策だと考えます。

Q25 箸やレンゲ、スプーンなどの食器は、同一グループの同一テーブルに、かご等に入れてまとめてお出しすることもできませんか？（基準17）

利用者1人毎に出すことが好ましいですが、同一グループの同一テーブルの場合は、まとめて提供することも可能です。

まとめて出す場合は、スプーンやフォークなどのセットを一人分ずつ袋に入れる等、可能な限り、一人分だけをとれるような工夫をしてください。また、利用者には手指アルコール消毒を徹底していただき、対応してください。

【接待を伴う場合に関する基準】

Q26 特定の利用者と談笑やお酌をしますが、接待を伴うに該当しますか？（基準20）

この基準において、「接待を伴う」とは、特定少数の客を相手に「談笑、お酌」「ショー等」「歌唱等」「ダンス等」「遊戯等」「身体接触等」を行うものを指します。ここでは風営法の適用の有無にはよりません。上記対応をしている場合には、「接待を伴う。」のにチェックを入れてください。

Q27 談笑やお酌をするときに気を付けるポイントはどこですか？（基準20）

接待を伴う飲食店は、通常の飲食店よりも従業員と利用者が近距離で長時間会話や身体的接触を行うことが想定されます。新型コロナウイルスの飛沫感染や接触感染を防ぐために、より厳しい対策が必要となりますので、下記のように対応してください。

- ・ 利用者には不織布マスク^{*}の着用を要請しましょう。また、過度な大きさや頻度の声出し及び身体的接触をしないことを要請しましょう。
- ・ 従業員自らも、会話するときは必ず不織布マスクを確実に着用しましょう。確実に着用とは、鼻筋と顔に密着させ正しく隙間なく着用することです。そして、大声を出さない小声での会話に努め、利用者や他の従業員との人的距離を最低1m以上確保するか、パーティションを設置してください。
- ・ 店舗責任者は、営業時間中、これらのことが遵守されているか、定期的に確認し、確認したことを記録してください。守られていない状況が確認されたときは、すぐに改善の措置を図ってください。

※マウスシールド、フェイスシールド、布マスク、不織布マスクの中で、飛沫防止効果が最も高いのは不織布マスクであるため、不織布マスクを推奨しています。詳細はQ44を参照してください。

リンク：分科会から政府への提言（新型コロナウイルス感染症対策分科会，令和2年

10月23日)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000687179.pdf>

【ライブ、ダンス・ショー、シャンパンコール、カラオケ等に関する基準】

Q28 ライブハウスのライブなども基準21の適用を受けますか？（基準21）

基準21のライブ・ダンス・ショー、シャンパンコール等は、客席の近距離で行うものを対象としており、飲食料金とは別に観覧料や参加料を設定している、いわゆるライブハウスやライブホールでのライブ等の催物については除きます。

後者の催物については、内閣官房から催物の開催制限が示されていることから、そちらに従って定員の設定や座席の配置等の対応をしていただくこととなります。

Q29 なぜ、ライブの演者やカラオケの利用者は、マスクを二重にする必要があるのですか。また、マスクの二重着用とはどういうことですか。（基準21，22）

ライブやカラオケを行うと、大量の飛沫やマイクロ飛沫が口から出るようになります。カラオケを使用していた施設ではクラスターが多数発生していますので、ライブやカラオケについては、リスクのある行為であると認識していただき、感染防止に努めていただく必要があるためです。

歌唱又は発声する人は不織布マスクを鼻筋と顔に密着させ正しく着用したうえで、さらに、マスクを顔に密着させるために、布製マスク等で不織布マスクを覆うように二重に着用してください。

また、ステージに複数の人が上がる場合は、演者や歌唱者どうしの間に1m以上の距離を確保するか、またはアクリル板等のパーティションによる仕切りを設置してください。

Q30 ライブやカラオケを行う際に、ステージと客席の間の距離はどの程度とれば良いですか？（基準21，22）

二重マスクをした場合も、一部の飛沫はマスクの外に排出されます。飛沫は約2m飛散することが報告されており、飛沫感染防止を図るために、ステージと客席の間を2m以上確保することが必要です。

2mを確保できない場合は、パーティション（目を覆う程度の高さ以上のものを目安）を設置してください。パーティションは客席に面する方向と、演者の側面に必要になります。

Q31 ライブやカラオケを行う際に、換気でどのようなところに気をつければ良いですか。（基準21，22）

ライブやカラオケでは、マイクロ飛沫も発生し、空気の流れて空間を漂うことになりますので、感染を防ぐためには、適切な換気が非常に重要になってきます。

可能な限り上部に換気設備があるところにステージを設置し、換気設備を常時稼働し

てください。

さらに、HEPAフィルター付き空気清浄機や紫外線照射機能付き空気清浄機を併用しながら換気を行うことも有効とされています。空気清浄機は風量が $5\text{ m}^3/\text{min}$ 以上のものを使用してください。

また、外に音が漏れる等により窓を常時開けることができない場合は、1曲歌い終わるごとに窓を開ける等、できる限り換気の措置を図るようお願いします。

Q32 私の店にはカラオケ用のステージはないのですが、どうしたらよいでしょうか？（基準22）

客席内では歌わず、歌う場所を特定してください。場所の特定にあたっては、可能な限り上部に換気設備があるところとし、歌う場所（ステージ）と客席の間に2m以上の距離を確保することが必要です。なお、歌唱時には換気設備を常時稼働してください。

【施設設備の管理に関する基準】

Q33 特定建築物とは何ですか？なぜそれ以外の建物とは別の基準が定められているのですか？（基準23，24）

特定建築物とは、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」により定められた特定用途に利用される部分の面積が 3000 m^2 以上（学校教育法第1条に規定する学校の場合は 8000 m^2 以上）の建築物を指します。

特定建築物である場合、帳簿書類の備え付けや2ヶ月に1回の空気環境の測定等、維持管理が法令で義務づけられているため、管理がされていることを前提とし、それ以外の建物とは別の基準を定めました。

Q34 店に設置されている機械換気設備により必要換気量が確保できているか確認したいのですが、実際の確認方法にはどのようなものがありますか？（基準23，24）

(1) 店舗が特定建築物内にある場合

- ・ 「建築物の完成図書」、「空調設備平面・断面系統図」、「主要空調機器の一覧表」、「空調設備の整備記録」等により店舗内の機械換気設備・換気機能を持つ冷暖房設備の換気量（ $\text{m}^3/\text{時}$ ）及び定員をご確認ください。
- ・ さらに、直近2ヶ月以内の空気環境測定の結果を確認し、店舗内または店舗に一番近い測定場所で行われたものの二酸化炭素の含有率の測定値を確認してください。
- ・ 上記図書等が無い場合は、設置されている機器の型番を確認し、メーカーのホームページなどにて仕様を確認してください。
- ・ 店舗がテナント等のため申請者が把握していない場合は、建物の管理者等に上記についてお問い合わせください。

(2) 建築物衛生法の対象外の場合

- ・ 店舗内の機械換気設備・換気機能を持つ冷暖房設備の換気量をご確認ください。

- ・ 設置製品の説明書・仕様書やメーカーのホームページなどで確認できます。
- ・ 対象店舗がテナント等のため申請者が把握していない場合などは、建物の管理者等にお問い合わせください。

※（１），（２）のいずれの場合も，換気設備による換気量を示す書類（建築物衛生法で定められた帳簿書類，製品の説明書・仕様書等）について，現地調査時に提示を求める場合があります。

Q35 機械換気で必要換気量が不足していることが分かりました。どうしたら良いでしょうか？（基準23，24）

以下の措置を実施してください。

- ・ 機械換気に加え，二方向の窓又はドアの一部を常時開放する。さらに，可能であれば，HEPAフィルター付き空気清浄機等を併用しながら換気を行う。
- ・ 機械換気に加え，二方向の窓又はドアを30分に1回以上5分間程度全開する。さらに，可能であれば，HEPAフィルター付き空気清浄機等を併用しながら換気を行う。
- ・ 機械換気に加え，一方向の窓又はドアを常時一部開放する。さらに，可能であれば，サーキュレーターやHEPAフィルター付き空気清浄機等を併用しながら換気を行う。

なお，新型コロナウイルスについては短時間で感染している事例も報告されていることから，二方向の窓又はドアを30分に1回以上5分間程度全開するよりも，二方向の窓又はドアの一部を常時開放する措置がより推奨されています。

また，サーキュレーターや冷暖房設備（エアコン）を併用し，空気の流れを作ることや，HEPAフィルター付き空気清浄機等を併用しながら換気を行うことも推奨されています。空気清浄機を併用する場合は，HEPAフィルターによるろ過式の製品とし，かつ，風量が5 m³/min 程度以上のものを使用してください。また，人の居場所から10 m²（6畳）程度の範囲内に空気清浄機を設置し，空気のよどみを発生させないように，外気を取り入れる風向きと空気清浄機の風向きを一致させることにご留意ください。

リンク：「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法（厚生労働省 HP）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000618969.pdf>

熱中症予防に留意した「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法
（厚生労働省 HP）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000640913.pdf>

冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法（厚生労働省 HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15102.html

Q36 CO₂センサーはなぜ必要なのでしょう？どのようなものを用意したらよいですか？（基準25）

CO₂センサーで店舗内の二酸化炭素濃度を確認することにより、換気が十分行われているか確認するためです。

NDIR（非分散型赤外線）センサーが扱いやすいですが、定期的に校正されたものを使用してください。校正されていない測定器を使用する場合は、あらかじめ、屋外の二酸化炭素濃度を測定し、測定値が外気の二酸化炭素濃度（415ppm～450ppm程度）に近いことを確認してください。

Q37 CO₂センサーによる測定を行う場所はどのように選定したらよいでしょうか？測定頻度はどうしたらよいですか？（基準25）

換気方法や通気経路（風通し）などを踏まえ、最も換気がよくない場所を選ぶ必要があります。まずは、客席の何か所かで測定してください。そのうち、高い値が出る場所で、かつ、ドア・窓・換気口から離れた場所で、人から少なくとも50cm離れたところを選び、定期的な測定場所としてください。

測定頻度については、機械換気があり、居室内の人数に大きな変動がない場合、定常状態での二酸化炭素濃度を毎日利用者が多い時間に定期的に測定してください。

機械換気設備による換気量が十分でない店舗等において、窓開けによる換気を行うときには連続測定が有効です。連続測定を実施する場合は、測定担当者に測定値に応じてとるべき行動（窓開け等）をあらかじめ伝えてください。

Q38 個室では別にCO₂センサーによる測定をしたほうがよいでしょうか？（基準25）

個室については、別に測定してください。個室が多数ある場合は、同じような環境の個室であれば、代表的な個室について測定してください。

目安の1000ppmを超過した場合は、機械換気設備を常時稼働させ、さらに、窓を開放する、入店者数を調整する、換気設備の清掃・整備等の維持管理を行うなど追加の措置を講じてください。

Q39 CO₂センサーが品切れで購入できません。どうしたらよいでしょうか？（基準25）

CO₂センサーが品切れにより購入できない場合は、発注していることを担保する書類（発注書・注文票の写しなど）をご用意の上、申請してください。第三者による確認の際に、書類及び聞き取りにて確認します。

Q40 店舗が小さい、厨房（コンロ等の熱源）の近くに客席がある等で、二酸化炭素濃度がすぐに1000ppmを超過してしまいます。どうしたらよいですか？（基準25, 35）

人の呼気以外に、コンロ等の熱源や暖房設備により二酸化炭素濃度は上昇しますの

で、まずは熱源等から離れたところで測定してください。

それでも熱源等の影響により 1000ppm を超過する場合は、人のいない状況で二酸化炭素濃度を計測し、その値を勘案する等の対応も考えられます。

Q 4 1 「汚物は蓋をして流すよう掲示する」の貼り紙について、美観を損なう恐れがあることから個別のトイレの全てに掲示することは避けたいのですが、その場合どのような方法であればよいのでしょうか？（基準 2 8）

例えば、トイレの入口など、利用者が認知しやすい場所に掲示されていれば、全てのトイレの個室ごとに表示する必要はありません。あるいは、水を流すスイッチやレバーの近くの目につくところに小さく表示するなど、貼り紙に限らず、利用者に注意喚起を促すことを目的とした取り組みをしていただければ結構です。

Q 4 2 和式トイレや、障害者トイレには蓋がありません。これらのトイレは使用できないのでしょうか？（基準 2 8）

トイレの蓋がない場合でも、使用を不可とする必要はありません。

Q 4 3 私の店はテナントで入っているのですが、対象店舗内にトイレがなく、建物に共用のトイレがあります。共用のトイレは、私が管理している訳ではないのですが、この場合どのような扱いになりますか？（基準 2 8）

認証対象店舗の管理下にあるトイレがない場合、「□トイレなし」の□にチェックを入れてください。

【従業員の感染予防に関する基準】

Q 4 4 従業員が店で従事する時に、不織布マスクではなく、マウスシールドやフェイスシールド、布マスク等を着用しても良いですか？（基準 3 1）

いいえ。従業員へは不織布マスクの着用を義務づけています。

マウスシールド、フェイスシールド、布マスク、不織布マスクの中で、飛沫防止効果が最も高いのは不織布マスクです。

マウスシールドやフェイスシールドは、自分の飛沫が相手の顔などに付着するのを防ぐ効果は多少ありますが、飛沫が飛ばないようにする効果そのものは限定的です。また、ウレタンマスクや布マスクは吐き出し飛沫、吸い込み飛沫がともに多くなりますので、このような規定としています。

リンク：分科会から政府への提言（新型コロナウイルス感染症対策分科会，令和2年10月23日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000687179.pdf>

Q45 ユニフォームの洗濯は業務終了後に毎回洗濯やクリーニングをしなければならないのでしょうか？最低でもこの頻度で洗濯しなければならない等のボーダーラインはありますか？（基準33）

業務終了後に毎回洗濯することには限っていません。これまでどおり、定期的に洗濯をしてください。

Q46 ユニフォームの洗濯頻度について、部署ごとにクリーニングのタイミングが異なります。また、自宅での洗濯も業務終了後に行っています。この場合、申請書に記載する回答が複数になってもよいのでしょうか？（基準33）

その場合は、例えば、〇〇部門は〇回/週、××部門は〇回/週、等として複数の記載内容としてください。

Q47 次亜塩素酸水でユニフォーム（Yシャツ以外のブレザーやズボン）を除菌しているのですが、洗濯方法はその対応で大丈夫ですか？（基準33）

洗濯方法についても具体的には求めていません。通常考えられる衛生的な方法により、実施してください。

Q48 「清掃・消毒・ゴミ回収は手袋を～」と書いてありますが、お客様の食べ終わった食器・グラス等を下げる時も手袋をつけたほうがいいですか？（基準34）

飲食後の食器類の片付けに際して、手袋の着用を求める基準としておりませんので、必要はありません。なお、作業後の手指洗浄・消毒はもちろん、作業中においても必要に応じた手指洗浄・消毒がなされることを前提に考えています。

【チェックシートの作成・公表に関する基準】

Q49 感染予防策の実施に係るチェックシートはどのように作成したらよいでしょうか？作成例などはありますか？（基準35）

県HPで作成例を公開していますのでご参照ください。従業員の体調管理や、二酸化炭素濃度の測定結果のほか、基準項目ごとの対策実施状況を、日ごとに記録する様式となっています。

また、店舗の実態に即したものを作成いただいてもかまいません。わかりやすいように作成し、記録してください。

Q50 チェックシートの公表について、店舗内に貼り出しを行うと、店の美観等を損なう恐れがあることから、お客様から求めがあった場合に掲示する等の方法で対応したいと考えています。これでもよいのでしょうか？（基準35）

実施状況の公表については、手指消毒等の重要項目を中心に、店舗内への貼り出しに限らず、印刷したものを各テーブルに配布することなどで美観を損なわない程度に概要を公表し、お客様からの求めがあった場合に詳細を示すなどでも結構です。

なお、県HPにて、作成例（概要版）を公開していますのでご参照ください。その

他、店舗の実態に即したものを作成いただいてもかまいません。お客様が見てもわかりやすいように作成してください。

Q51 チェックシートへの記録は、いつから始めたらよいですか？（基準35）

第三者による確認時にも拝見いたしますので、認証申請書の提出をされた日から記録を開始してください。

【感染者発生に備えた対処方針に関する基準】

Q52 利用者に氏名、連絡先を記入いただくことが難しいのですが、他にどのような取り組みが考えられますか？（基準36）

店舗で感染やクラスターが発生した場合等は、いち早く濃厚接触者を特定し連絡できるようにすることが、感染拡大を防止する上では重要です。

利用者に対し連絡先等の記入を求めることが難しい場合は、県が提供する「みやぎお知らせコロナアプリ（MICA）」を併用し、メールアドレスを登録するための2次元バーコードを各テーブルに表示して来店者に登録を促す等が対策として考えられます。

なお、感染者と濃厚接触した可能性のある者を特定できないおそれがある場合は、原則として、店舗名等を公表することとなっているので、ご留意願います。

リンク：みやぎお知らせコロナアプリ（MICA）を活用しましょう！（宮城県HP）

<https://www.pref.miyagi.jp/site/covid-19/miyagi-info-corona.html>